

生徒心得

1 清流館生として

- (1) 常に自覚と誇りを持ち、学習に励み、自律心と礼節を重んじる。
- (2) 互いを尊重し、自由と規律が調和した校風を築く。
- (3) 学校施設を大切に使い、清潔で安全な環境を維持する。
- (4) 公共の場でのルール・マナーを守り、地域の方から好感を持たれる対応や行動を心がける。

2 学校生活における服装・身だしなみ

「制服着こなしガイドブック」を遵守し、清潔感のある身だしなみを心がけてください。ただし、体育および福祉科の授業・実習等においては、安全と衛生の確保を最優先とするため、別途追加の規定を設けていますので、対象となる授業・実習に臨む際は、これらの規定を必ず遵守してください。（詳細は入学後、各担当よりお伝えします。）

服装	学校指定の制服を正しく着用する。 ○スラックスまたはスカートを着用する。 ・スラックス着用時は、黒、紺または茶色のベルトをする。 ・スカート丈は膝の中央とする。 ○長袖シャツまたは半袖シャツを着用する。 ・ジャケット及びセーター着用時は、ネクタイまたはリボンを着用する。 ・セーターは学校指定のものを使用する。
頭髪	・清潔な髪型を保ち、パーマ、脱色や染色などの加工や装飾をしない。
靴 靴下	・革靴（標準型）または運動靴を着用する。 ・靴の色や形は派手なものを避ける。 ・靴下の色は、黒、紺または白とする。 （レッグウォーマー・ルーズソックス類、くるぶし丈ソックス、柄物は禁止） ・校舎内では、所定の上履きを使用する。
カバン	・学用品が十分に入り、丈夫で地味なカバンを使用する。 ・スポーツバッグやリュックサックも使用可能である。
その他	・集会や式典時などの服装は、その都度指示する。 ・アクセサリー類（指輪、ピアス、ネックレスなど）は着用しない。 ・化粧、色付きリップ、アイプチ、つけまつ毛、カラーコンタクトなどはしない。 ・爪を着色したり、伸ばしたりしない。 ・登下校時は、制服の上に、地味な色の防寒着を着用しても構わない。

3 校内生活

登下校と学校生活の基本

- (1) 時間にゆとりを持った登校を心がけ、5分前（8時15分）には教室に入る。
- (2) 欠席・遅刻・早退をする場合は、当日8時10分までに保護者が「きずなネット」で学校に連絡する。遅刻の場合は、職員室前で遅刻カードを記入し、指導を受ける。早退の場合は事後に帰着の報告をする。
- (3) 登校後、放課後までは許可なく校外に出ない。やむを得ない事情で外出する場合は、学級担任の許可を受け、外出許可証を携帯する。
- (4) 下校時間は午後5時30分とする。部活動は、顧問教師の指導のある場合のみ、活動時間を延長することができる。その場合は原則として午後7時までに完全下校とする。
- (5) 電話連絡受付時間は、平日（授業日）の8時30分から16時40分までとする。

校内でのルールとマナー

- (1) 携帯電話および個人端末（クロームブックなど）については、使用に関する規定を守ること。
（詳細は、本冊子内にある「資料3」を参照）
- (2) 学校の許可なく金銭徴収、掲示、集会開催、印刷物の発行をしない。
- (3) 教職員の許可なく火気を取り扱わない。

持ち物と施設の利用

- (1) 学校生活に直接関係のないものや貴重品、多額の現金などは持ってこない。
- (2) 各自の被服や所持品には必ず記名し、紛失がないようにする。物を紛失、拾得した場合は、速やかに教員に届け出る。
- (3) 校舎・校具は大切に取り扱い、万一破損した場合には速やかに教員に届け出る。
- (4) 土曜・日曜・祝祭日・年末年始休業日は、原則として校舎を使用しない。（教職員の管理下、指示のもとではこの限りではない。）

4 校外生活

- (1) 身分証明書は常に携帯する。
- (2) 飲酒・喫煙・交通違反などの触法行為や、暴走行為などの反社会的行為は絶対にしない。
- (3) 不健全な飲食店、娯楽場、高校生にふさわしくない場所への出入りをしない。
- (4) 保護者に無断で外泊をしない。また保護者の了解のない夜間外出はしない。
（青少年保護条例で午後11時以降の外出は保護者同伴でも禁じられている。）
- (5) 事故を起こした場合や被害を受けた場合には、速やかに警察・保護者及び学校に連絡する。
- (6) 原動機付自転車、自動二輪車、自動車等の運転免許取得は原則として許可しない。ただし、3年生で進路が内定し、取得が必要と認められた者については、普通自動車に限り、別途定める規定に基づいて許可する。
- (7) 生徒の本分は学業であり、アルバイトは原則禁止とする。ただし、高等学校等奨学給付金の受給資格を有する者、または児童福祉法に関する措置制度の対象となる者の中で、経済的な理由により、学校生活の継続が難しい場合は、生徒課に申し出る。
- (8) 長期休業中（夏休み・冬休み・3年生の家庭学習兼進路準備期間・春休み）の短期アルバイトについては、別途定める規定に基づいて許可する。（詳細は本冊子内にある「資料1」を参照）

5 諸届け

所定の用紙にボールペンで記入し、許可が下りるまでに時間がかかる場合があるため、余裕を持って事前に申し出ること。

旅行	学割が必要な場合は1週間前までに旅行許可願（学割発行申込書）を提出する。 海外旅行をする場合は、海外旅行届を提出する。
長期休業中の短期アルバイト	事前説明会に参加し、「アルバイト許可申請書」、雇用者の「雇入通知書」を提出後、生徒課で審査を行い、一定の条件を満たしているものに許可する。
普通自動車運転免許	3年生で進路が内定し、普通自動車運転免許取得を希望する者は、事前に自動車学校入学許可願を提出して許可を受ける。

6 自転車通学について

- (1) 通学用自転車は、年に1回、自転車安全整備士による点検を受け、「TSマーク*」を更新すること。また、法令に基づき防犯登録を行うこと。
- (2) 万が一の事故による高額な賠償責任等に備え、TSマークの附帯保険に加え、任意の自転車損害賠償保険（自動車保険の特約等を含む）に加入すること。

- (3) 自転車通学（通学区間の一部を利用する場合を含む）を希望する生徒は、「自転車通学許可願」を提出し、許可を受けること。提出後、学校にて上記(1)(2)の確認を行い、基準を満たした車両にステッカーを交付する。ステッカーは指定された場所に貼付すること。
- (4) 通学上の理由により複数の自転車を使用する場合は、それぞれの自転車について個別に許可を受けること。
- (5) 自転車を変更（買い替え等）する場合は、改めて「自転車通学許可願」を提出し、点検確認とステッカーの再交付を受けること。
- (6) 交通ルールを遵守すること。特に、一時停止違反、無灯火、並進、二人乗り、傘差し運転、およびスマートフォン・イヤホン・携帯音楽プレーヤー等の使用は厳禁とする。
- (7) 警察から自転車安全指導カード(黄色)を交付された場合は、速やかに学校へ申し出ること。（詳細は、本冊子内にある「資料2」を参照）
- (8) 交通ルールの違反や、本規定への違反があった場合は、自転車通学許可の取消、または一定期間の停止を行うことがある。

TSマーク（*日本交通管理技術協会の点検整備済証）について【有効期間は1年間】

TS マーク	TS マーク登録費 (整備料等別途)	賠償責任補償		傷害補償	
		死亡・傷害	死亡・重度後遺 障害	死亡・重度後 遺障害	入院 (15日以上)
緑色	自転車販売店ごと異なるので、 直接販売店に御 確認下さい。	限度額1億円	—	一律50万円	一律5万円
赤色		—	限度額1億円	一律100万円	一律10万円
青色		—	限度額1,000万円	一律30万円	一律1万円

※TS マーク詳細は、日本交通管理技術協会の公式ホームページを参考

通学用の自転車規定について *自転車販売会社様はこちらをご参照ください。

事項	詳細
許可しない自転車	ミニサイクル、折りたたみ自転車、競技用自転車、マウンテンバイク、電動キックボードは禁止
電動自転車での通学	許可。バッテリー等の管理は各家庭で責任を持つ。
防犯登録の加入	必須（自転車の所有者情報と車体番号の紐づけ）
TSマーク(保険の加入)	必須（色は問わない、家庭で判断）1年更新で定期点検含む
任意保険の加入	必須、自転車保険（自動車保険の特約等を含む）に加入
ハンドル指定	改造ハンドル（アップハンドルなど）は禁止
リアキャリア(後ろの荷台)	指定なし
両立スタンド	必須（自転車置き場の構造上の理由により）
カラー	指定なし
フロントライト	オートライトを推奨するが、手動タイプでも良い。
反射板	自発光式の反射板もしくはオートテールランプ（暗くなると自動で赤い光が点滅）を推奨
カギ	ツーロック式を推奨
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場の指定された場所に置き、必ず施錠をする。 ・雨天時は必ずカッパを着用する。 ・令和8年度入学生より、ヘルメットの所持を義務化する。 ・ヘルメット着用を推奨する。（令和5年4月1日より努力義務）

「資料1」 学校生活のルールと指導措置について

本校は、すべての生徒が安心して学習に専念できる環境づくりを大切にしています。そのために、高校生として、また一人の市民として自覚ある行動を求めています。特に以下の1～4に該当する、他者の権利を侵害する行為や、自身の成長を妨げる行為は厳に慎んでください。

1. 規範意識と対人マナー

- ・他者への加害行為：暴力、威嚇、強要など、他人の心身を脅かす行為など
- ・暴言・差別的言動：誹謗中傷、差別的な言葉、相手を傷つけるあらゆる言動など
- ・金品に関わる不正：窃盗(万引き含む)、恐喝、物品横領、借りたものやお金を返さないなど

2. 情報モラルと SNS の利用

- ・肖像権・プライバシーの侵害：本人の許可なく写真や動画を撮影し、SNS などへアップロードする行為など
- ・ネット上の加害：SNS での悪口の書き込み、個人情報 の流布、学校に対する中傷や脅迫など

3. 学習環境の維持

- ・授業妨害：指導無視、無断離席、不必要な物品（例：ゲーム機など）の持ち込みや使用など
- ・不正行為：試験でのカンニング、レポートや論文などの盗用、生成 AI の不適切な利用など
- ・怠業行為：正当な理由のない遅刻、無断欠席、無断外出など

4. 安全と法令遵守

- ・危険物の所持・使用：刃物、スタンガンなど、凶器となりうる物の持ち込みなど
- ・依存性物品・違法薬物：飲酒、喫煙（同席や所持含む）、違法薬物（危険ドラッグなど）の使用・所持・売買など ※薬物関係は直ちに警察へ通報します。
- ・施設・備品の損壊：校舎や備品の故意による破損（壁を蹴るなど）や非常ベルのいたずらなど
- ・社会ルール・校則違反：無免許運転、不正乗車、不健全娯楽遊技場への出入り、無断アルバイト、無断での運転免許取得、深夜徘徊など

上記のルールに違反した場合は、事案の重大性や背景に応じて、以下の指導(単独または複数)を行います。

違反した場合の指導措置

- ・校長（あるいは副校長・教頭など）による厳重注意・説諭・訓戒
- ・学級を離れた別室での学習・反省・聞き取りなど
- ・保護者の指導監督のもと、家庭での学習・反省を行う「家庭謹慎（自宅待機）」
- ・社会奉仕活動、専門機関への相談、その他状況に応じた適切な指導措置

いじめへの対応方針

いじめとは、特定の人間関係において心理的・物理的な影響により本人が心身の苦痛を感じているものを指し、SNS 等での行為も含まれます。いじめの具体例としては、言葉の攻撃（冷やか・悪口）、集団での疎外（仲間はずれ・無視）、身体的加害（暴力・度を越したじゃれあい）、金品への損害（たかる・隠す・壊す）、SNS での誹謗中傷などがあります。

本校「いじめ対策委員会」による組織的対応手順

1. **早期発見と積極的認知**：定期的なアンケートなどを実施し、生徒の小さな変化を見逃さず積極的にいじめを認知し、早期支援につなげます。
2. **多角的な事実確認**：相談や通報を受け次第、速やかに事実関係を調査します。喧嘩などの双方向の事案や、自身の言動が起因する背景がある場合も、双方の言い分を丁寧に聞き取ります。なお、いじめの認知は、不安や困難を抱える対象生徒の救済を最優先とし、事実確認の結果に基づき、事案の性質に応じて「教育的な助言・支援」または「生徒指導措置」を組織的に判断します。
3. **対応方針の検討**：対象生徒および関係生徒の状況を整理し、緊急度や重大性を確認した上で、具体的な支援・指導方針を決定します。
4. **支援・指導・継続的な見守り**：対象生徒の安全確保と心のケアを最優先に行います。関係生徒に対しては、事実に基づいた厳正な指導と、行動改善に向けた粘り強い助言を継続します。なお、生命・身体・財産に重大な被害が生じている疑いがある場合は、速やかに警察などと連携し解決を図ります。

*詳細は、本校 HP 内の「いじめの防止等のための基本方針（改定予定）」をご確認ください。

「資料 2」

自転車安全指導カード（イエローカード）について

警察（交通安全指導員）から自転車安全指導カード（以下「イエローカード」）を受け取った場合は、以下の指導を行う。

- (1) イエローカードを受け取った生徒は、学校(担任)に申し出る。
- (2) 担任は、反省文の用紙の裏にカードを添付し、該当生徒に渡す。
- (3) 該当生徒は反省文を記入し、保護者からのコメントをもらい、担任→交通担当の順番で、確認印をもらう。
- (4) 複数回の違反者に対しては、別途指導を行う。※回数は1年ごとにカウントする。

2回目 学年主任指導	3回目 生徒課長指導（保護者召喚のもと）
4回目 自転車での通学を一定期間停止する。	5回目 自転車通学許可を取り消す。

その他

- (1) 協定に基づき、生徒課職員が各地区の警察署に出向き、指導された生徒の確認をする。
- (2) イエローカードを受け取ったにも関わらず、学校への申し出がない生徒には別途指導する。

アルバイト規定（長期休業中の短期アルバイト）について

生徒の本分は学業であり、アルバイトは原則禁止とする。ただし、次に掲げる場合のみ、生徒課の審査を経て、届け出のうえ許可する。

1 長期休業中(夏休み・冬休み・3年生の家庭学習兼進路準備期間・春休み)の短期アルバイト

(1) 許可基準

- ア 学業成績において、成績不振者（5段階評価で1以下の科目を所有する者）でないこと。
- イ 就業内容が労働基準法・児童福祉法に反しないこと。
- ウ アルバイト先が風俗営業店・遊技場・居酒屋・その他危険を伴う職種でないこと。
- エ アルバイトをすることで学校行事や学校の教育活動(含む部活動)に支障をきたさないこと。
- オ 宿泊(住み込み)を要しないこと。
- カ アルバイト先が居住場所に近いこと。
- キ 直前の学期に生徒指導がないこと。
- ク その他、教育上不適当と認められる場合は許可しない。

※アルバイト期間については、夏休みは最大20日、冬休みおよび春休みは最大10日とする。

ただし、3年生の家庭学習兼進路準備期間については、その期間の半分程度を目安とする。

就労時間は、1日8時間、週40時間以内とし、夜間の勤務は午後7時までとする。

(2) 申請手続き

- ア 本人、保護者連署の「長期休業中アルバイト許可申請書」、雇用者の「雇入通知書」を担任に提出する。
- イ 生徒課で内容等を審議し、上記条件に合うと認められた場合は、校長決裁のうえ許可し、「アルバイト許可証」を発行する。
- ウ 就業中は「アルバイト許可証」を常時携帯すること。

(3) 許可の取り消し

生徒指導（校長訓戒以上）の対象になった者、またアルバイト許可基準に違反した者は許可を取り消す。

(4) 事後の提出書類等

アルバイト終了後、アルバイト報告書を提出するとともにアルバイト許可証を返却する。

「資料3」

携帯電話および個人端末使用に関する規定

携帯電話に関する規定

- 1 携帯電話の学校内への持ち込みを認める。ただし、登校後、校舎に入る前に携帯電話の電源を切り、終業後に校舎の外に出るまで、カバンの中で保管すること。（教員の指導による使用は除く）
- 2 携帯電話の使用は、校舎の外に限り、家庭への帰宅連絡、緊急時の連絡、部活動や習い事の連絡など必要最低限の目的に限る。不要な通話や通信、上記の目的以外の内容の連絡はしないこと。
- 3 この規定に反して、携帯電話を使用した場合や、カバンに入れず身に付けていた場合は、以下のように指導する。
 - 1 回目は注意警告を行い、反省文の提出により一時預かりした携帯電話を返却する。
 - 2 回目は1週間の持ち込みを禁止（始業から終業まで学校で預かる）し、反省文の提出により返却する。3回目以降は、保護者召喚を伴う厳しい指導を行う。（回数は1年ごとにカウントする。）なお、学校では預かり期間中の使用料などの損失補填などは一切しない。

個人端末に関する規定

- 1 個人端末（クロームブックなど）は、授業および学習に関係した目的で使用すること。
- 2 原則、授業中は教員の指示に従って使用すること。使用していない時は、パソコンを閉じた状態にすること。
- 3 休み時間など授業以外の時間においては、教員の指示または指導のもと、授業、委員会活動や部活動に関連する場合などの使用を許可する。
- 4 他人の端末を使用したり、貸し借りを行ったりしないこと。
- 5 端末の充電は家庭で行い、充電器やケーブルなどは各自で管理すること。
- 6 端末を用いて、許可なく他者（生徒、教職員、来校者）を撮影することは禁止する。

携帯電話・個人端末に関する規定（共通事項）

- 1 本規定は、必要に応じて見直し、改訂する。
- 2 以下の行為については生徒指導の対象となる場合がある。
 - (1) SNSの不適切利用（著作権・肖像権侵害、端末の不正利用や情報漏えい、誹謗中傷、不正アクセス行為など）
 - (2) 学習に直接関係のない行為（授業時間中や自習時間中のゲームや動画視聴、学習に関連しないアプリの使用など）

附 則

平成27年4月6日 施行
平成30年2月19日 一部改定
令和7年4月1日 一部改定
令和8年4月1日 一部改定